

# 庄原市公契約に関する基本方針

平成 30 年 9 月 総務部管財課

## I 目的

社会情勢、経済情勢が変化する中、公契約においては、透明性、公平性、競争性の確保などが求められ、さらに近年は、地域を支える事業者・担い手の育成、労働環境の改善、良質なサービスの長期的な提供など、社会的要請が多様化している。

本市では、公契約を取り巻く環境が刻々と変化する状況に対応するため、条件付一般競争入札や最低制限価格制度、小規模修繕業者登録制度の導入、総合評価方式の実施など様々な制度改革を行い、契約の適正な履行に努めてきたところである。

この基本方針は、労働環境改善等社会情勢の変化を踏まえ、本市における公契約制度のさらなる充実により、より一層の透明性、公平性及び適切な競争性を確保することで、適正な公契約の推進を図ることを目的とする。

## II 基本方針

本市の公契約のあり方について、次のとおり基本方針を定める。

- 1 透明性、公平性を高め、適切な競争環境を確保した入札・契約の促進
- 2 品質と適正な履行の確保
- 3 雇用環境の安定と地域経済の活性化

## III 市が取り組むべき内容

上記基本方針に従い、これまでの取り組みに加え、次の取り組みを新たに進める。

今後も、社会情勢、経済情勢の変化、国や県の施策、市内の状況を把握し、柔軟かつ迅速に見直していくこととする。

### 1 透明性、公平性を高め、適切な競争環境を確保した入札・契約の促進

#### (1) 入札までの見積期間の確保

工事発注集中時の複数工事の見積や、多数の見積単価によって積算される建築工事等の場合は、見積に必要なとする期間が平常時に比べ長くなる。必要な期間が確保されないまま入札が行われれば、適正価格での見積が困難となり、見積落しや見積に基づかない価格での入札、入札不調が発生する恐れが高い。

このようなことが起こらないよう、建設業法では、受注予定者が工事の見積をするために必要な一定の期間を設けることを発注者に義務付けている。

本市においても、同法施行令に定める期間を遵守するとともに、工事以外の発注においても適正な見積が行われるよう、適切な見積期間を確保する。

#### (2) ダンピング受注の防止

予定価格を大きく下回るダンピング受注は、工事品質の低下を招き、労働者や下請業者へ

のしわ寄せ、安全管理の不徹底の原因となる。国は、「公共工事の円滑な施工確保について」の通知の中で、低入札価格調査基準及び最低制限価格の算定方式を適切に見直すことを求めている。

本市においても、工事等の品質と適正な履行の確保のため、適正な価格による契約が行われるよう、最低制限価格の算定方式の適宜見直しを行う。また、総合評価落札方式における低入札対策として、最低制限価格制度に代わる「低入札価格調査制度」の導入に向けた取り組みを進める。

### (3) 業務委託における適切な総合評価落札方式の検討

国や広島県では、建設コンサルタント等業務における総合評価落札方式を導入し、導入後も、実施状況等を踏まえた評価方法や評価項目の改定が行われている。

本市でも、建設コンサルタント等業務の入札に総合評価落札方式を導入しているが、国や県の改定などを参考に、市内業者育成等の観点も踏まえた適切な評価方法を検討する。

### (4) 入札契約手続きの効率化

入札契約の実施に当たっては、透明性、公正性の確保等を図るとともに、受注者が早期に事業着手できるよう、事務の効率化と受注者の負担軽減を図る必要がある。

そのため、契約や工事関係での提出書類の簡素化、契約事務の迅速化など、透明性、公正性を確保した上で、可能な限り手続きに要する事務の改善・効率化を図る。

## 2 品質と適正な履行の確保

### (1) 計画的な発注の推進

発注時期の平準化は、受注者の人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善等にもつながる。時期による発注の多寡や、工事等の完成期限が年度末に過度に集中することを避けるため、国の「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」の通知内容も踏まえ、早期発注、計画的発注に努める。

### (2) 適正な工期の設定

政府の「働き方改革実行計画」を踏まえ、国は「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定し、適正な工期設定を通じた適切な労務管理により、建設業での長時間労働の是正、週休2日の確保、生産性向上に取り組むことを求めている。

本市においても、建設工事に従事する者の休日（週休2日等）の確保、資機材等調達の準備期間、施工終了後の後片付け期間、降雨・降雪期等の作業不能日数などを考慮した適切な工期設定を行う。

### (3) 現場に則した設計変更

平成26年の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正により、国では、受発注者間で設計変更についての認識・解釈に違いが出ないように「設計変更ガイドライン」を定め、受注者と発注者が対等な立場に立ち、現場の実態に即した施工条件の明示、適切な設計・積算、適切な請負金額への変更を行っている。

広島県も、設計・契約変更ガイドラインにより契約の変更をする場合の手続きを定めている。本市においても、県のガイドラインに沿った設計・契約の変更を行っており、引き続き適切な事務執行を行う。

### 3 雇用環境の安定と地域経済の活性化

#### (1) 下請、資材購入における市内業者の利用

本市においても、地域内経済の循環を目的に、市内業者の受注機会増大の取り組みを進めてきたところである。これをさらに推し進めるため、落札した請負業者に対し、下請の発注や建設資材の購入をする際の市内業者活用の要請を行うとともに、活用実績が評価される仕組みを検討する。

#### (2) 社会保険等の未加入対策

下請業者を中心に、雇用・医療・年金保険に係る法定福利費を適正に負担しない業者が存在し、そのことが若年入職者の減少の一因となっているほか、適正に法定福利費を負担する業者ほど競争上不利になるなど課題がある。

国は、平成29年に「建設工事標準請負契約約款」を改正し、発注者から受注者、元請負人から下請負人へ社会保険等加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう未加入対策の強化を図っている。

本市においても、公共事業従事者の労働環境改善と公正な競争確保の観点から、市の工事請負契約約款を改正し、社会保険等未加入対策の取り組みを進める。

#### (3) 担い手の確保・育成の支援

建設業では、高齢化の進展、若者入職者の減少により、特に技術者や技能労働者となる人材の減少が進行しており、技術者の確保・育成が図られる環境整備が急務となっている。

国では、新労務単価の早期適用や週休2日モデル工事の試行等による労働環境の改善、技術者の保有資格や就業履歴のデータを活用した建設キャリアアップシステムの構築による技術者の適正な評価と処遇改善を進めている。

本市においても、労働者賃金の確保と適切な労働環境の確立のため、新労務単価の早期適用や社会保険等未加入対策の取り組みなどによる労働環境の改善を推進し、若年層の入職推進と技術の習得・継承がしやすい環境の整備に努める。

#### IV 取り組み概要及びスケジュール

項目	概要	実施時期
<b>1 透明性、公平性を高め、適切な競争環境を確保した入札・契約の促進</b>		
<b>(1) 入札までの見積期間の確保</b>		
適正な見積期間の確保	積算に期間を要する建築工事における適切な見積期間の確保。 (設計500万円以上 1週間→2週間)	平成31年度
<b>(2) ダンピング受注の防止</b>		
最低制限価格等の見直し	中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの見直しを踏まえた、最低制限価格の算定方式の見直し。	公契連モデル改定時
低入札価格調査制度の導入	総合評価方式における簡易な低入札価格調査制度の試行。	平成31年度
<b>(3) 業務委託における適切な総合評価落札方式の検討</b>		
業務委託での総合評価方式の評価方法の検討	コンサル等業務委託での総合評価方式における、市内業者の技術力養成の観点を含んだ評価項目、配点等の検討。	平成31年度から平成32年度まで
<b>(4) 入札契約手続きの効率化</b>		
契約事務の迅速化	当初契約や変更契約の締結にかかる事務手続きの迅速化。	平成31年度
業者との意見交換	定期的な業者との意見交換の実施。	平成30年度
<b>2 品質と適正な履行の確保</b>		
<b>(1) 計画的な発注の推進</b>		
債務負担行為・繰越手続の検討	国の制度設計を考慮し、年度当初からの計画的発注、工事の平準化を目的とした、債務負担行為・繰越手続の検討。	平成31年度から平成32年度まで
<b>(2) 適正な工期の設定</b>		
適切な工期の確保	降雨、降雪期の作業不能等を見込んだ適切な工期確保に努める。	継続実施
<b>(3) 現場に則した設計変更</b>		
適正な設計変更	広島県の設計変更ガイドラインに沿った適正な設計変更の実施。	継続実施
<b>3 雇用環境の安定と地域経済の活性化</b>		
<b>(1) 下請、資材購入における市内業者の利用</b>		
市内業者の活用	工事の下請発注、資材購入における市内業者活用の市長名での要請。	平成30年度
	工事の下請発注、資材購入における市内業者活用状況の総合評価加点となる対象工事拡大の検討。	平成31年度から平成32年度まで

項目	概要	実施時期
(2) 社会保険等の未加入対策		
建設工事請負契約約款の改正	下請負人の社会保険等の加入を義務付ける建設工事請負契約約款の改正。	平成31年度
(3) 担い手の確保・育成の支援		
公共工事設計労務単価の運用における特例措置	旧労務単価を適用し設計した建設工事における新労務単価の早期適用特例措置の実施。	継続実施 〔国の要請に基づき継続実施〕